

## 計画停電に伴う防火対策の徹底について（注意喚起）

現在、東京電力による電力需給の逼迫から計画停電が実施されています。

このことにより、電源が必要な消防用設備等について、計画停電中に非常電源が使用され、蓄電池の放電、自家発電機の燃料減少等から、消防用設備等の機能及び性能に影響がでるおそれがあります。

つきましては、下記を参考に計画停電期間中における防火対策について、更なる徹底を図られるようお願いします。

### 記

#### 1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関する事項

##### （１） 消防用設備等が計画停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の容量を超えて計画停電の時間が続くと見込まれる場合等には、消防用設備等が作動しない場合に備えて、下記の対応を図ること。

##### ア 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認すること。不活性ガス消火設備等については、起動用ポンベの容器弁開放等の開放手動による放出操作手順を再確認すること。

##### イ 警報設備

防火対象物の関係者等による巡回等による火災の早期発見及び当該設備の設置範囲内への連絡・周知体制を確保すること。

##### ウ 避難設備

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認すること。

##### （２） 自家発電設備の機能の確保

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあっては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。

##### （３） その他の留意事項

誘導灯のうち、点滅機能又は音声誘導機能が設けられているものは、常用電源が

停電した際に自動的に作動する場合がありますので、当該誘導灯を設置した施工事者等に事前にその対応方法について確認しておくこと。

## 2 その他の一般事項

### (1) 火気の取扱いについて

停電時間中の火気取扱いを控え、止む無く使用する場合は、消火の準備をすること。

### (2) 電気機器からの出火防止措置

電気こんろや、電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切る等の措置をすること

### (3) 119番通報体制の確保

I P 電話や F A X 機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し確実な 119 番通報体制を確保すること。

### (4) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること。

### (5) 停電前におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用を制限すること。

### (6) 防火管理について

防火管理者を中心とした防火体制の強化を図るとともに、消防計画に基づく活動について再確認を行うこと。

また防火管理者の選任がされていない事業所においては、事業所を代表する者が、従業員に対して防火対策について指導をすること。